

III 令和7年度原子力総合防災訓練 実施成果報告書 関連資料

1 訓練の位置付け及び目的

【原子力災害対策特別措置法第13条第1項に基づく防災訓練】

- ①国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ②原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ③「伊方地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- ④訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ⑤原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

令和7年11月28日(金)、29日(土)、30日(日)

3 訓練の対象となる原子力事業所

四国電力株式会社 伊方発電所

4 参加機関等

政府機関:内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁

地方公共団体:愛媛県、山口県、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、伊方町、内子町、上関町ほか

訓練対象事業者:四国電力株式会社

関係機関:量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

5 訓練内容

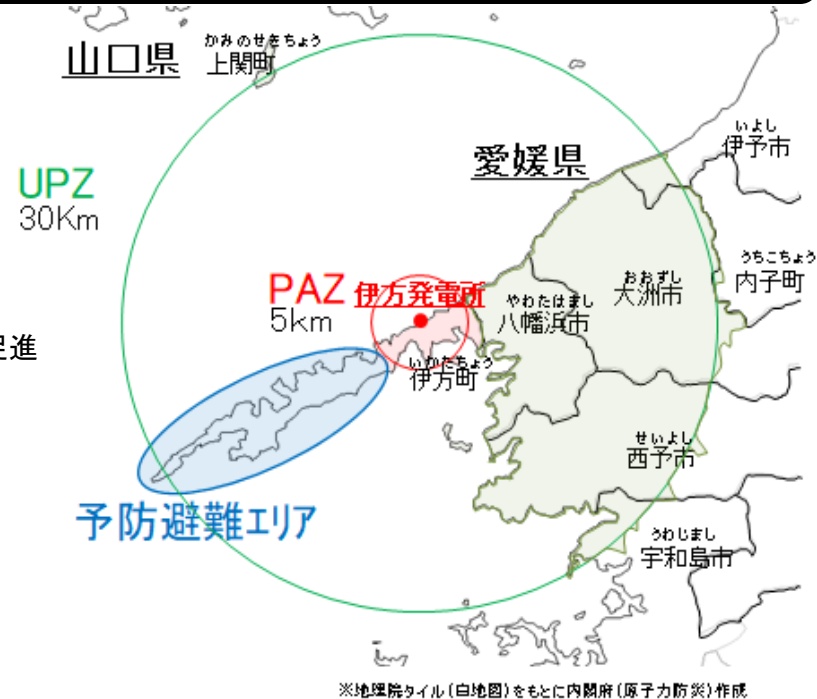
自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、上記事業所を対象に訓練を実施

重点項目

- (1)迅速な初動体制の確立
- (2)中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定
- (3)住民避難、屋内退避等

訓練のポイント

- 自衛隊等の実動組織の協力のもと、ヘリコプター・船舶等のあらゆる手段を活用した県内外への広域的な住民避難の実効性の確認
- 能登半島地震の事例を踏まえ、南海トラフ地震等に資する複合災害時の対応を検証
- 避難住民の受入業務の円滑化や無人航空機を活用した被害状況確認、航空機モニタリング等を実施



※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
⇒急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域
1町(伊方町(愛媛県))

<概ね5~30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域)
:Urgent Protective Action Planning Zone
⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域
5市3町(伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町(愛媛県)、上関町(山口県))

<PAZ以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア(PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域)
1町(伊方町(愛媛県))

令和7年度原子力総合防災訓練の結果概要

資料2

1. 日付

令和7年11月28日(金)14:00 ~ 30日(日)15:00

2. 参加機関数等

参加機関 127機関
人数 約19,973人
(うち、約17,627人の住民が参加)

[内訳]

| | | |
|---------------|------|----------|
| 指定行政機関等 | 25機関 | 約636人 |
| 指定地方行政機関等 | 11機関 | 約66人 |
| 地方公共団体等 | 48機関 | 約1,195人 |
| 指定公共機関等 | 10機関 | 約42人 |
| 指定地方公共機関等 | 16機関 | 約124人 |
| 原子力事業者 | 1機関 | 約143人 |
| その他関係機関 | 16機関 | 約135人 |
| 避難・一時移転等参加住民数 | | 約17,627人 |

3. PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練

| 訓練地域 | | 避難先(備考) | 避難手段 |
|------|-----|-----------------------------|---------|
| 愛媛県 | 伊方町 | ガリラヤ荘 | 福祉車両、ヘリ |
| | | (伊方スポーツセンターにて外国人の避難誘導訓練を実施) | — |

4. PAZ及び予防避難エリア内の住民避難訓練

| 訓練地域 | | 避難先(備考) | 避難手段 |
|------|-----|---|---------------|
| 愛媛県 | 伊方町 | 松前町国体記念ホッケー公園 体育館(松前町)、串防災センター、与修防災センター、佐田岬防災センター(伊方町)等 | 自家用車、バス、船舶、ヘリ |

5. UPZ内住民の屋内退避訓練

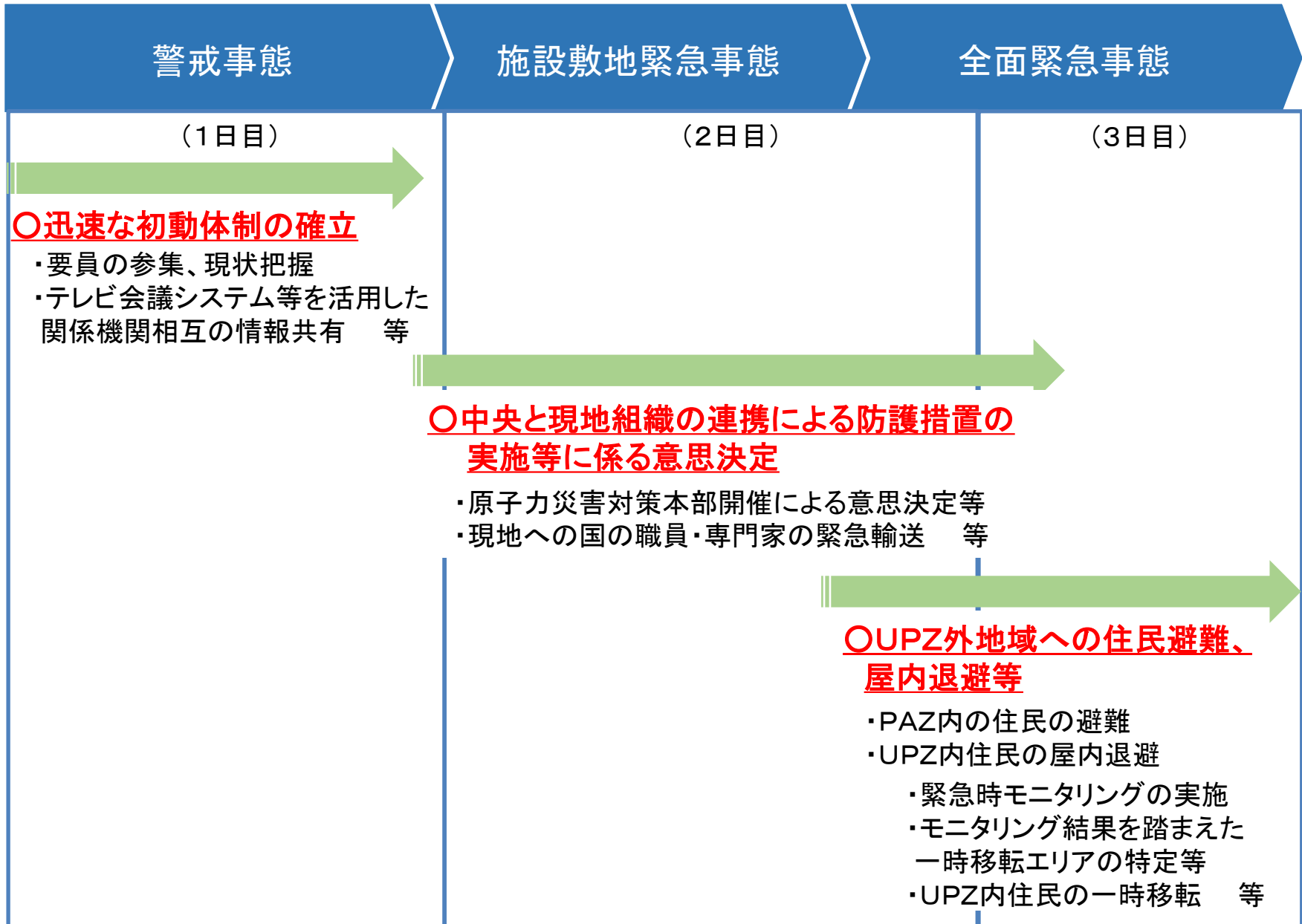
| | |
|------|---|
| 訓練地域 | 緊急速報メール、SNS、防災行政無線、広報車等による情報伝達等による住民等への屋内退避指示 |
| 愛媛県 | 住民は屋内退避ののち、一時集結所に集合 |

6. UPZ内一部住民の一時移転訓練

| 訓練地域 | | 避難先(備考) | 避難手段 |
|------|------|-----------------------|---------------------|
| 愛媛県 | 宇和島市 | 鬼北総合公園体育館(鬼北町)等 | 自家用車、バス、船舶 |
| | 八幡浜市 | 愛媛県武道館、高井の里(松山市)等 | 自家用車、バス、ヘリ、ゴムボート、船舶 |
| | 大洲市 | 愛媛県県民文化会館、ていれぎ荘(松山市) | バス、福祉車両 |
| | 伊予市 | 松前町国体記念ホッケー公園体育館(松前町) | バス |
| | 西予市 | 久万町民館(久万高原町) | バス |
| | 内子町 | ひろた交流センター(砥部町) | バス |

(事象の推移)

事象
発生



総合訓練の流れ(訓練シナリオ連動訓練)

資料4-1

11月28日(金) 訓練1日目

| | | |
|--------------|------------------------|---|
| 時刻(実時刻) | 14:00(訓練開始) | 18:15(訓練中断) |
| 時刻(訓練上の設定時刻) | 14:00(訓練開始) | 18:15(訓練中断) |
| 主要な事態推移 | 自然災害 | <p>★14:00 地震発生</p> <p>佐田岬半島において道路・港の被害を確認</p> |
| | 原子力災害 (伊方発電所) | <p>警戒事態(AL①) → 警戒事態(AL②) → 施設敷地緊急事態</p> <p>10条事象の予兆 → 原災法第10条事象に該当する事象が発生</p> |
| 中央の体制 | 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 | (地震)設置 官邸対策室 |
| | 原子力規制委員会・内閣府(原子力防災担当) | <p>事故警戒本部設置</p> <p>10条事象発生通報</p> <p>10条事象確認設置</p> <p>事故対策本部</p> <p>事故対策本部会議</p> |
| 現地の体制 | 伊方OFC | <p>事故現地警戒本部設置</p> <p>関係機関とのテレビ会議</p> <p>事故現地対策本部設置</p> <p>現地事故対策連絡会議</p> |
| | 愛媛県・各市町 | <p>災害対策本部設置</p> <p>災害対策本部会議</p> <p>災害対策本部会議</p> <p>現地災害対策本部会議</p> |
| 原子力事業者 | 対策本部運営訓練 | |

総合訓練の流れ(訓練シナリオ連動訓練)

資料4-2

11月29日(土) 訓練2日目

| 時刻(実時刻) | | 08:30(訓練再開) | 11:00 | 13:00 | 16:00頃(訓練中断) |
|--------------|------------------------|--------------------------|---------------------|--|------------------------|
| 時刻(訓練上の設定時刻) | | 08:30(訓練再開) | 13:00 | 1日後13:00 | 1日後16:00頃(訓練中断) |
| 主要な事態推移 | 自然災害 | 現地確認により点検終了 一部通行止め解除 | | | |
| | 原子力災害 (伊方発電所) | 施設敷地緊急事態 | 全面緊急事態 | | |
| | | 15条事象の予兆 | 原災法第15条事象に該当する事象が発生 | | |
| 中央の体制 | 内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 | 15条事象発生通報 | 現状報告・上申 宣言 | 原子力緊急事態 | 原子力事故対策本部会議 現状報告・上申 |
| | 原子力規制委員会・内閣府(原子力防災担当) | 原子力災害対策本部会議・非常災害対策本部合同会議 | | UPZ内住民の一時移転に係る意思決定(地域の特定、地方公共団体照会、指示・公示文の決定など) | |
| 現地の体制 | 伊方OFC | 現地事故対策連絡会議 | 原子力災害合同対策協議会 | 県災対本部会議 | |
| | 愛媛県・各市町 | 県災対本部会議 | 県災対本部会議 | | |
| 原子力事業者 | | 対策本部運営訓練 | | | |

スキップ(2時間経過)

スキップ(1日+22時間経過)

○放射性物質の放出停止(大規模な追加放出の恐れなし)
※屋内退避解除指示は実施済の想定で訓練再開

総合訓練の流れ(要素訓練)

資料4-3

| | 11月28日 (訓練1日目) | 11月29日 (訓練2日目) | 11月30日 (訓練3日目) |
|---------|--|--|--|
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対応要員参集訓練 (要員緊急輸送(ERC⇒入間基地 ⇒松山空港)) ○緊急時通信連絡訓練 ○緊急時モニタリング訓練(EMC) | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時通信連絡訓練 ○緊急時モニタリング訓練 (EMC、海上モニタリング) | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時モニタリング訓練 (航空機モニタリング) |
| 愛媛県・各市町 | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時通信連絡訓練 ○緊急時モニタリング訓練 (可搬型モニタリングポストの設置、 走行サーベイ) | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時通信連絡訓練 ○PAZ及び予防避難エリア内の施設 敷地緊急事態要避難者の避難訓練 (伊方町) ○PAZ及び予防避難エリア内の住民 避難訓練(伊方町) ○緊急時モニタリング訓練 (土壌・大気・飲料水採取、走行サーベイ) ○原子力災害医療訓練 ○物資調達・供給訓練(伊方町、松前町) ○交通規制・警戒警備訓練 (宇和島市他) | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時モニタリング訓練 (航空機モニタリング) ○UPZ内住民の屋内退避訓練 ○UPZ内一部住民の一時移転訓練 (宇和島市、八幡浜市、大洲市、 伊予市、西予市、内子町) ○避難退域時検査・簡易除染訓練 (伊予市他) ○安定ヨウ素剤緊急配布訓練 ○交通規制・警戒警備訓練 (宇和島市他) |
| 原子力事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○通報連絡訓練 ○消火訓練 ○原子力災害医療訓練 ○原子力事業者災害対策支援拠点 運営訓練(松山太陽光発電所) ○緊急時モニタリング訓練 (発電所構内) | <ul style="list-style-type: none"> ○通報連絡訓練 ○原子力災害医療訓練 ○事故収束訓練(発電所構内) ○原子力事業者災害対策支援拠点 運営訓練(松山太陽光発電所他) ○原子力事業者支援連携訓練 (発電所構内) | |

※国、地方公共団体(愛媛県、各市町)、実動組織等が連携して要素訓練を実施した。

原子力緊急事態時の危機管理体制

資料5

【中央】

国の職員の本拠地は、

- 官邸チーム (官邸との調整)
 - ERCチーム (情報集約・状況判断)
 - OFCチーム (地方公共団体との調整)
 - 原子力被災者生活支援チーム (避難住民の生活支援等)
- ERC: Emergency Response Center (緊急時対応センター)
OFC: Offsite Center (緊急事態応急対策拠点施設)

《官邸等》

※必要に応じ、
状況報告

原子力災害対策本部

本部長：内閣総理大臣
副本部長：官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、規制委員会委員長等
本部員：全ての国務大臣、内閣府副大臣・政務官、内閣危機管理監等

原災本部事務局 官邸チーム

内閣府政策統括官（事務局長）
内閣府・規制庁等主要職員等

→ 指示・連絡

↔ 調整・連携

■ 原子力統合防災ネットワーク

《規制庁内ERC》

原子力規制委員会

専門的・
技術的知見

原災本部事務局 ERCチーム

規制庁次長
内閣府・規制庁等主要職員等

《原子力利用省庁執務室》

原子力被災者生活支援チーム

事務局長：原子力利用省庁副大臣
事務局長補佐：原子力利用省庁審議官（内閣府審議官と併任）

原子力被災自治体支援チーム

【現地】

《オンサイト対応》

**原子力事業所
災害対策
支援拠点**
(例：Jヴィレッジ)
自衛隊等

**原子力施設
事態即応センター**
(原子力事業者本店)
規制庁職員

事業者の
監督・支援等

原子力事業所
(プラントの事故収束)

《オフサイト対応》

現地対策本部
(オフサイトセンター：
OFC)

本部長：内閣府副大臣
内閣府大臣官房審議官等

**地方
公共団体**

《合同対策協議会》
住民の避難指示・支援等

原子力発電所外
(住民の防護)

| 訓練項目 | | 訓練目標 |
|---------------|---------------------|--|
| 本部等運営に関する訓練項目 | 原子力災害対策本部等運営訓練 | 警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。 |
| | 地方公共団体災害対策本部等運営訓練 | 発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、ERC及びOFCとの間で継続的な情報共有を図る。 |
| | 地方公共団体现地災害対策本部等運営訓練 | 発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、NISS等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図る。 |
| | オフサイトセンター運営訓練 | OFC内組織の運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討、調整等を行う。 |

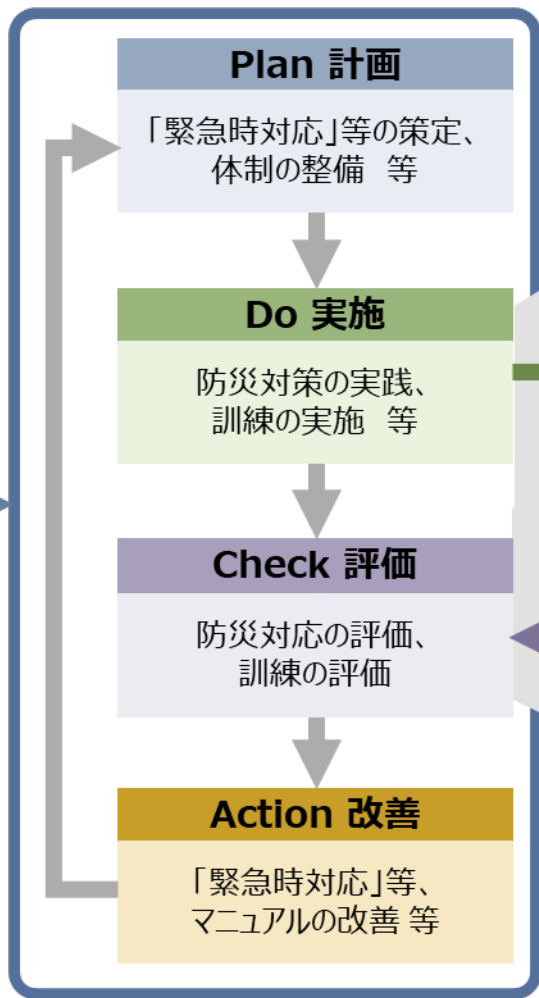
| 訓練項目 | 訓練目標 |
|---------------------------------|--|
| 緊急時対応要員参集訓練 | 発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。 |
| 緊急時通信連絡訓練 | 原子力事業者からの事故情報や緊急時モニタリング及び海上モニタリングの測定結果、愛媛県災害対策本部等で決定した災害応急対策の内容等を、関係機関に通報し、緊急時における関係機関間の通信連絡・確認体制を習熟及び連携するための訓練を行う。 |
| 国、地方公共団体、実動組織等の連携訓練 | 国、地方公共団体、実動組織、事業者等の間で、事態の進展に応じて迅速な情報収集及び共有、必要な連絡調整等を行うとともに、孤立集落への対応や断水対策、避難経路確保、通信環境復旧等を実施する。 |
| 緊急時モニタリング訓練 | 緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、航空機モニタリングを含めた緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。 |
| PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者の避難訓練 | 施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ及び予防避難エリア内の施設敷地緊急事態要避難者について、住民への広報活動、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ確認等を実施する。 |
| PAZ及び予防避難エリア内の住民避難訓練 | 原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ及び予防避難エリア内の住民について、被災状況を踏まえた避難先の調整、輸送手段の確保、住民への広報活動等を行うとともに、避難等を実施する。避難の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を実施する。 |
| UPZ内住民の屋内退避訓練 | 原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、UPZ内の住民等への広報活動、各機関の情報伝達を行い、家屋倒壊等により屋内退避が困難な場合の想定も含めて、避難所等における住民等の屋内退避を実施する。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。 |
| UPZ内一部住民の一時移転訓練 | OIL2の基準を超過したことに伴い、UPZ内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保、住民等への広報活動等を行い、県内のUPZ外への一時移転を実施する。一時移転の実施にあたっては、地震被害により、所定の避難先へ避難できない事態を想定した代替の避難先への避難を併せて実施する。 |

その他の訓練項目

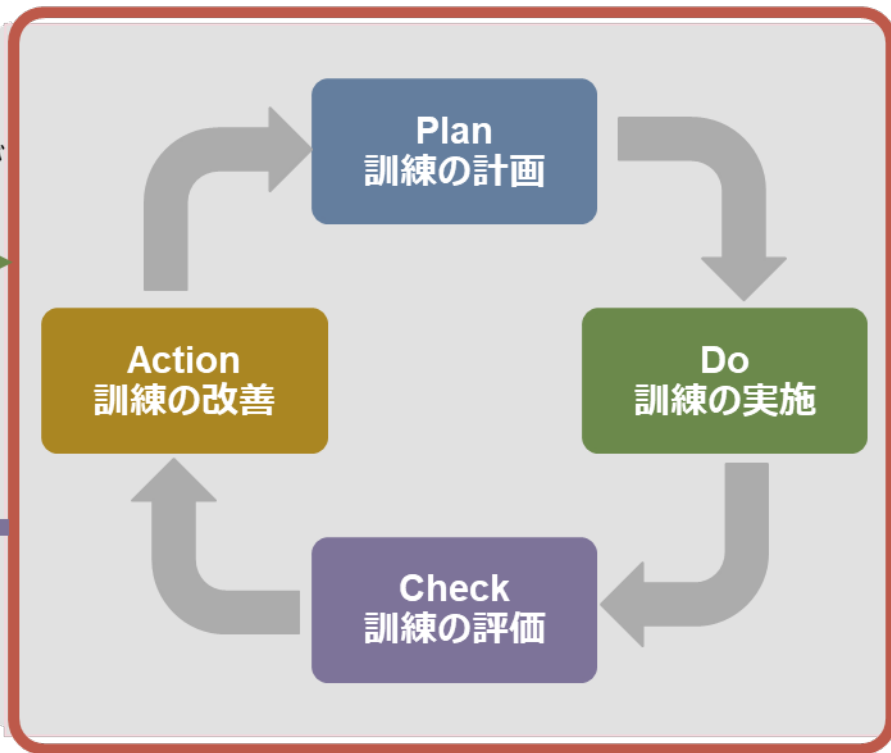
| 訓練項目 | | 訓練目標 |
|----------|-----------------|--|
| その他の訓練項目 | 安定ヨウ素剤緊急配布・服用訓練 | 原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。また、OIL2の判断に基づき、UPZ内一部住民の一時移転等を実施する際、原子力対策本部からの指示を受け、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。 |
| | 避難退域時検査・簡易除染訓練 | OIL2の判断に基づき、UPZ内一部住民の一時移転等を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。 |
| | 原子力災害医療訓練 | 施設敷地緊急事態発生後、不測の事態に備え、国が備蓄する安定ヨウ素剤の輸送を実施する。ERC、OFC及び県災害対策本部間で原子力災害医療派遣チームの派遣調整について情報共有を行う。伊方発電所で汚染を伴う傷病者が発生したことを想定し、県災害対策本部において搬送先や搬送車両の調整、医療機関において傷病者の受入等、搬送調整等連携を確認する訓練を実施する。 |
| | 物資調達・供給訓練 | 避難所等における物資需要を把握し、食料・水等の調達・供給を行う。 |
| | 交通規制訓練 | 住民等の安全な避難と緊急時通行車両等の通行路を確保するため、警察による交通規制を実施する。 |

| 訓練項目 | | 訓練目標 |
|------------------|--------------------|---|
| 原子力事業者が参加主体となる訓練 | 対策本部運営訓練 | 地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、四国電力本店(香川県高松市)、同原子力本部(愛媛県松山市)、同東京支社(東京都千代田区)及び伊方発電所(愛媛県伊方町)内に、それぞれ災害対策本部(高松)、災害対策本部(松山)、災害対策本部(東京支社)及び伊方発電所災害対策本部を開設する。また、四国電力本店、原子力本部及び伊方発電所のそれぞれの災害対策本部等内に併せて原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、TV会議等を活用し、緊対所と即応センター、即応センターとERCとの間で継続的な情報共有を図る。 |
| | 通報連絡訓練 | 地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。 |
| | 消火訓練 | 発電所構内での火災発生に伴い、発電所の要員による消火活動を行う。 |
| | 原子力災害医療訓練 | 発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後24時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、県外の関係機関等に医療関係者の派遣要請を行う。 |
| | 事故収束訓練 | 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。 |
| | 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練 | 原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、原子力施設事態即応センター等との情報共有を行う。 |
| | 原子力事業者支援連携訓練 | 原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援組織から提供を受けた資機材の発電所への搬送等を行う。 |
| | 緊急時モニタリング訓練 | 発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び測定結果を対策本部へ連絡する。 |

原子力防災の継続的改善



訓練方法の継続的改善



社会や環境の変化、組織内状況の変化の把握・考慮

万一原子力災害が発生した場合に備え、訓練の実施が重要

訓練の評価結果を防災計画、体制等の改善に繋げる

「原子力防災訓練ガイドンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(令和2年3月 内閣府(原子力防災担当))に基づく、「原子力防災及び訓練方法の継続的改善」から抽出